

愛媛県庁舎等維持管理等業務委託低入札価格調査制度及び最低制限価格制度実施要領

第1 目的

この要領は、県が発注する庁舎等維持管理等業務委託（以下「業務委託」という。）の競争入札における低価格の入札に関し、業務委託の契約の内容に適合した履行の確保を図るため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第1項及び愛媛県会計規則（昭和45年規則第18号。以下「規則」という。）第133条の2第2項の規定に基づく調査制度（以下「低入札価格調査制度」という。）並びに令第167条の10第2項及び規則第134条の規定に基づく最低制限価格の設定等最低制限価格制度（以下「最低制限価格制度」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

第2 対象業務委託

この要領における業務委託は、次に掲げるものをいう。

- (1) 庁舎等清掃業務委託
- (2) 庁舎等消防設備保守点検及び防災管理点検業務委託
- (3) 庁舎等空調設備保守点検業務委託
- (4) 庁舎等警備業務委託（機械警備を除く。）
- (5) 庁舎等電話交換業務委託
- (6) 受付案内等業務委託
- (7) 前号に掲げるほか、全ての請負契約（規則第133条の2第2項に基づき知事がこの要領とは別に定める基準を適用する契約を除く。）

第3 適用制度

業務委託の契約に係る競争入札をする場合の適用制度は、次に掲げるとおりとする。ただし、契約担当者が適用しないと判断した場合は、この限りでない。

- (1) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の規定の適用を受ける業務委託の契約に係る競争入札をする場合 低入札価格調査制度
- (2) 特例政令の規定の適用を受けない業務委託の契約に係る競争入札をする場合 最低制限価格制度

第4 低入札価格調査制度

1 調査基準価格の算定

業務委託の契約に係る調査基準価格（規則第133条の2第1項の規定に基づき作成される基準をいう。以下同じ。）は、予定価格に10分の8を乗じて得た額（円未満切捨て）とする。

2 調査資料の提出

- (1) 入札価格が調査基準価格に110分の100を乗じて得た額（以下「税抜き調査基準価格」という。）を下回る場合は、契約担当者は、落札者の決定を保留し、当該入札価格で契約内容に適合した履行がなされるかどうかを判断するため、次に掲げる事項について、税抜き調査基準価格を下回る入札をした入札者（以下「低価格入札者」という。）の全員から入札価格の内訳その他必要と認める書面を提出させるものとする。

ア その価格により入札をした理由

イ 入札価格に係る見積内訳書

ウ 労務者の具体的供給の見通し

エ 機械器具等の確保の見通し

オ 過去に受託した業務委託及び契約履行実績の状況

- カ 緊急時の連絡体制
- キ 経営状況
- ク 信用状態（法律、条例等の違反の有無、賃金不払の状況等）
- ケ その他の必要な事項

(2) 前号の書面は、開札の日の翌日から起算して5日（愛媛県の休日を定める条例（平成元年条例第3号）に規定する県の休日を除く。）以内に提出するものとし、期限までに提出しない者については、当該入札者がした入札を失格とする。

3 調査の実施

(1) 契約担当者は、前項の規定により提出された書面に基づき、低価格入札者のうち、最低価格をもって入札をした者（以下「最低価格入札者」という。）からの事情聴取、関係機関への照会等の調査及び労務費等が実勢価格等かの確認を実施する。

なお、最低価格入札者が調査に協力しない場合は、当該入札者がした入札を失格とすることができる。

(2) 契約担当者は、前号の調査を行うに当たっては、最低価格入札者の入札価格の積算内訳が、計数的な根拠があり、過去の実績からみて合理的かつ現実的なものかどうか、特に重点的に確認するものとする。

4 落札者の決定

(1) 契約担当者は、前項の調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされると認められた場合は、当該最低価格入札者を落札者として決定するものとし、調査結果を踏まえつつ、適切に監督・検査を行い、その結果を、次回以降の入札の仕様書・予定価格の作成等において適切に反映する。

(2) 契約担当者は、前項の調査の結果、最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた場合は、当該最低価格入札者を落札者とせず、書面又は電磁的記録によりその旨を当該最低価格入札者に通知するとともに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者（以下「次順位者」という。）を落札者として決定するものとする。ただし、当該次順位者が低価格入札者である場合は、落札者が決定するまで、順次、前項の規定により手続を行うものとする。

(3) 第1号の最低価格入札者又は前号の次順位者が複数ある場合、落札者の決定は、抽せんによるものとする。

5 落札決定の通知

契約担当者は、前項の規定により落札者として決定した場合は、直ちに書面又は電磁的記録により全ての入札参加者に対して通知するものとする。

6 入札参加者への周知

契約担当者は、規則第132条第1項の規定による一般競争入札の公告をし、又は規則第144条第2項の規定による指名競争入札参加者の指名及び通知（以下「入札公告等」という。）をするに当たっては、次に掲げる事項について、当該事項を県ホームページに掲載するなどして周知を図るものとする。

- (1) 調査基準価格が設定されていること。
- (2) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、低入札価格調査の終了後に入札結果を通知すること。
- (3) 低価格入札者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。

第5 最低制限価格制度

1 最低制限価格の算定

- (1) 業務委託の契約に係る最低制限価格は、予定価格を定める際に適用した人件費単価を全て現に発効中の愛媛県最低賃金に置き換えて得た額とする。ただし、置換え後の額が予定価格に10分の8を乗じて得た額（円未満切捨て）を下回る場合は、予定価格に10分の8を乗じて得た額とする。
- (2) 契約担当者は、前号の規定により算定した最低制限価格を、規則第134条第2項の規定に基づき、規則第133条第3項に規定する書面又は同条第4項に規定するファイルにその価格を記載し、又は記録するものとする。

2 落札者の決定

- (1) 入札価格が最低制限価格に110分の100を乗じて得た額を下回る場合は、契約担当者は、当該入札をした者を落札者とせず、口頭又は書面若しくは電磁的記録によりその旨を当該入札者に通知するとともに、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者として決定するものとする。
- (2) 前号の予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者が複数ある場合は、落札者の決定は、抽せんによるものとする。

3 落札決定の通知

契約担当者は、前項の規定により落札者として決定した場合は、直ちに口頭又は書面若しくは電磁的記録により全ての入札参加者に対して通知するものとする。

4 入札参加者への周知

契約担当者は、規則第132条第1項の規定による一般競争入札の公告をし、又は規則第144条第2項の規定による指名競争入札参加者の指名及び通知（以下「入札公告等」という。）をするに当たっては、次に掲げる事項について、当該事項を県ホームページに掲載するなどして周知を図るものとする。

- (1) 最低制限価格が設定されていること。
- (2) 最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札をした者は落札者となれないこと。

第6 その他

契約担当者は、調査基準価格及び最低制限価格の取扱いに当たっては、他に秘密が漏れることのないよう、十分注意しなければならない。

附 則

- 1 この要領は、平成24年1月5日から施行する。
- 2 この要領は、この要領の施行の日以後に入札公告等を行う業務委託について適用し、同日前に入札公告等を行った業務委託については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成25年10月24日から施行する。
- 2 この要領の施行の日以後に入札公告等を行う業務委託のうち、予定価格の積算を5%で行う業務委託については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成31年2月25日から施行する。
- 2 この要領の施行の日以後に入札公告等を行う業務委託のうち、予定価格の積算を消費税額8%で行う業務委託については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。